

つくばの管理区域内の火災・地震発生時の点検と連絡について

2008-5-21 放射線取扱主任者

管理区域内の火災は、加速器に異常がなくても文科省に報告の必要があり、運転再開には放射線取扱主任者の判断が必要です。直ちに加速器の放射線安全に係わる点検を行って、放射線取扱主任者に連絡して下さい。この場合

<http://www-local.kek.jp/health/kinkyu/kanrikuiki/index.html>

にあるように、消防署への出動要請を行った時点で、機構の全加速器のビームを停止し、当該の加速器だけでなく、他の加速器の運転再開も、放射線取扱主任者の指示により行ないます。

地震は震度によらず、加速器の異常により放射線障害の発生する恐れのある場合には、文科省に直ちに報告するので、再開には主任者の判断が必要です。KEK は今年から放射線障害のおそれがない場合には、報告が必要なくなりましたが、つくば市内で震度4以上の地震が発生した場合には、加速器の放射線安全に係わる異常の有無をインフォメーションセンターに連絡をお願いします。主任者は、異常の連絡が来ていないことを、確認します。

地震の際の異常の有無の確認後の運転再開に関して、放射線障害のおそれがない場合、主任者の指示が無くても加速器施設側の加速器の状態に関する判断で運転再開をして良いことは、以前と同じです。各施設の運転再開をする際の手順に従って下さい。

配布先

(素核研) 所長、副所長、主幹

(物構研) 所長、副所長、主幹

(加速器) 所長、副所長、主幹

安全衛生管理室、放射線管理室員